

金融規制委員会の法的地位に関する
2005 年 11 月 17 日付モンゴル国法律[仮訳]
2014 年最終改正

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 金融規制委員会、その権限及び他の機関との連絡
- 第 3 章 委員会の構成及び業務部局
- 第 4 章 委員会の財務及び会計記帳
- 第 5 章 金融サービスに従事する特別認可証
- 第 6 章 委員会の行う監督
- 第 7 章 監督会議
- 第 8 章 紛争の解決
- 第 9 章 その他

第 1 章 総則

第 1 条 法律の目的

- 1 この法律の目的は、金融規制委員会の組織及び活動の法的根拠を定め、銀行活動以外の金融サービスを規制し、又はモニタリングすることと関連する関係を規制することに存する。

第 2 条 金融規制委員会の法的地位に関する法令

- 1 金融規制委員会の法的地位に関する法令は、モンゴル国憲法、民法、非銀行金融活動に関する法律、有価証券市場に関する法律、保険に関する法律、保険専門業務参加者に関する法律、貯蓄・貸付協同組合に関する法律及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第 3 条 法律の適用範囲

- 1 この法律所定の金融サービスには、次の活動が含まれる。
 - (1) 非銀行金融機関の非銀行金融活動に関する法律所定の活動
 - (2) 有価証券市場において専門業務活動に従事する者の有価証券市場に関する法律所定の活動
 - (3) 保険者の保険に関する法律所定の活動
 - (4) 保険代理人、仲立人又は損害査定人の保険専門業務参加者に関する法律所定の活動
 - (5) 協同組合の貯蓄・貸付協同組合に関する法律所定の貯蓄又は貸付活動
 - (6) 財産により担保する有価証券の発行活動

- (7) 貸付身元保証ファンドに関する法律所定の活動
 - (8) 家畜インデックス保険に関する法律所定の保険活動
 - (9) 法律所定のその他の金融活動
- 2 銀行活動と関連する関係は、銀行に関する法令によりこれを規制する。

第2章 金融規制委員会、その権限及び他の機関との連絡

第4条 金融規制委員会

- 1 金融規制委員会（以下「委員会」という。）は、金融市場の安定性をモニタリングし、金融サービスを規制し、関連する法令の執行に対し監督を行い、投資家及びサービス対象の権益を保護する職責を有する国家機関である。
- 2 委員会の規程は、国家大府がこれを承認する。
- 3 委員会は、所管する事項の特性を表示したシンボルを有することができ、かつ、所定の手続により作成した印章、スタンプ及び公文印刷シートを使用する。

第5条 委員会の活動原則

- 1 委員会の活動においては、独立し、透明であり、他人の影響を受けず、金融市場の安定性をモニタリングし、公衆の権利及び適法な利益を保護する原則を指針とする。

第6条 委員会の権限

- 1 委員会は、次の権限を行使する。
- (1) 金融サービスと関連する法令を執行する業務を組織し、実施に対し監督を行うこと。
 - (2) 権限の範囲内において規則、手続又は指示を承認し、実施に対し監督を行い、金融市場の安定性を支える目的のために基準、指標その他の準則を定めること。
 - (3) 金融サービスに従事する特別認可証（以下「特別認可証」という。）を授与し、停止させ、回復し、又は失効させ、特別認可証の条件又は要求を履行しているか否かについて監督を行うこと。
 - (4) 特別認可証保有者の活動を検査すること。
 - (5) 特別認可証保有者から納付させる規制に係るサービス手数料の規模を定めること。
 - (6) 特別認可証保有者相互間において、又は特別認可証保有者とサービス対象との間において生じた紛争を権限の範囲内において審査して解決すること。
 - (7) 委員会の職員の倫理規則を承認し、実施に対し監督を行うこと。
 - (8) 保険に係る特別認可証保有者である法人の定款資本又は出資財産の下限額及びそれに課すべき要求を定めること。
- 2 委員会は、前項所定の一般的権限のほか、活動方向のそれぞれについて、次の法律所定の権限を行使する。
- (1) 非銀行金融活動の方向に沿って非銀行金融活動に関する法律が定めるもの
 - (2) 有価証券市場参加者の活動の方向に沿って有価証券市場に関する法律が定めるもの
 - (3) 保険活動の方向に沿って保険に関する法律が定めるもの
 - (4) 保険専門業務参加者の活動の方向に沿って保険専門業務参加者に関する法律が定めるもの
 - (5) 貯蓄・貸付活動の方向に沿って貯蓄・貸付協同組合に関する法律が定めるもの
 - (6) 財産により担保する有価証券の発行活動の方向に沿って財産により担保する有価証券に関する法律が定めるもの

(7) 家畜保険活動の方向に沿って家畜インデックス保険に関する法律が定めるもの
第7条 委員会の会議

- 1 委員会の活動の基本的形式は、会議である。
- 2 委員会は、月に1回以上の割合により会議を開催し、かつ、会議規則は、委員会がこれを定める。
- 3 2名以上の成員が書面により提出した申請に基づいて、委員会の長は、特別会議を招集して開催することができる。
- 4 委員会の成員の過半数が出席することにより、会議は、効力を有する。
- 5 委員会の会議には、専門家を招いて出席させることができる。
- 6 委員会の会議の過程は、これを議事録により証明し、かつ、会議に出席したすべての成員が当該議事録に署名する。
- 7 委員会の会議により事項を討議する法人において委員会の成員の家族又は親族が活動している場合には、委員会の成員は、会議開始前にその旨を通知し、当該事項を会議により討議し、決議を採択するのに参加しない。

第8条 委員会の決議

- 1 委員会の会議に出席した成員の過半数の投票により決議を採択し、かつ、委員会の長は、当該決議に署名する。
- 2 権限の範囲内において、委員会が採択した決議は、決定の形式を有する。
- 3 会議に出席した成員の投票が等しい場合には、会議の議長の意見により事項を決議する。
- 4 委員会が社会的に遵守すべき決議を採択するのにおいては、当該決議の草案を自己のウェブサイト又は日刊の印刷物に公表し、説明を与え、意見を取得することができる。

第9条 委員会の国家大フレールとの連絡

- 1 委員会は、法律の実施並びに自己の財務及び活動について毎年国家大フレールに報告する。
- 2 委員会の活動が法令に適合しているか否かについて、国家大フレールは、しかるべき組織を通じて監督を行う。

第10条 委員会のモンゴル銀行及び政府との連絡

- 1 委員会は、金融市場の安定性をモニタリングし、それを発展させ、規制し、又は監督を行う方向に沿って他の機関との間において連携した活動を展開し、成果を増大させる目的のため、モンゴル銀行及び金融に係る事項につき責任を負う国家行政中央機関との共同活動に係る三当事者相互理解意見文書(以下「意見文書」という。)を作成する。
- 2 意見文書には、金融市場を安定にした状態におくことについて、モンゴル銀行、金融に係る事項につき責任を負う国家行政中央機関及び委員会の引き受ける義務及び相互に交換する情報等のその他の事項を表示する。
- 3 委員会は、モンゴル銀行及び金融に係る事項につき責任を負う国家行政中央機関と連絡するのにおいて第1項所定の意見文書を指針とする。
- 4 金融サービスと関連する事項を政府の会議により討議するのにおいては、委員会の長は、協議する権限を有して出席することができる。
- 5 委員会は、活動の年度報告を政府及びモンゴル銀行に送付する

第3章 委員会の構成及び業務部局

第11条 委員会の長、成員及びその任命

- 1 委員会は、長及び6名の成員によりこれを構成する。
- 2 委員会の長には国家大フラルの長が、成員には国家大フラルの経済常任委員会が2名を、法制常任委員会及び予算常任委員会、金融に係る事項を所管する政府の成員並びにモンゴル銀行の総裁がそれぞれ1名を指名し、国家大フラルがこれを任命する。
- 3 委員会の長並びに国家大フラルの経済常任委員会及び法制常任委員会が指名する各1名の成員は定員内であり、その他の4名の成員は定員外である。
- 4 常任委員会が提案する被指名者は、民間を代表する者であることができる。
- 5 委員会の成員には、次の者を指名しない。
 - (1) 国の政治的公務員
 - (2) 政党の指導管理役職員
 - (3) 憲法裁判所の成員、各級裁判所の裁判官及び検察官
 - (4) 金融サービスを提供する法人において活動している者
 - (5) 金融サービスを展開している法人の普通株式の支配的部分の保有者
- 6 委員会の長及び成員は、経済、銀行、金融、有価証券又は法律のいずれかの方向に沿って専門知識を保有し、専門知識をもって5年以上活動し、刑罰を受けたことがないモンゴル国の国民である。
- 7 委員会の成員への被指名者を国家大フラルが任命しない場合には、第2項所定の権限のある者が14日以内に他の者を指名し、提案を国家大フラルに提出する。
- 8 委員会の長及び定員内の成員は、国の特別公務員である。

第12条 委員会の長及び成員の任期

- 1 委員会の長及び成員の任期は、5年であり、かつ、1回再任することができる。

第13条 委員会の長又は成員の職務からの解任

- 1 国家大フラルは、次の事由により委員会の長又は成員を職務から解任する。
 - (1) 任期が満了したこと。
 - (2) 健康状況又は正当であると認定するその他の理由により職務上の義務を履行する可能性がなくなったこと。
 - (3) 職務からの解任を求め自ら申請を提出したこと。
 - (4) 第11条第5項所定の役職員に任命され、又は選任されたこと。
- 2 前項所定の事由により委員会の長又は成員を職務から解任することに関する提案は、その者を任命するのにおいて指名した者がこれを国家大フラルに提出する。

第14条 委員会の長又は成員の罷免

- 1 委員会の長又は成員は、次の事由によりこれを罷免する。
 - (1) 義務を履行せず、若しくは適切に履行せず、又は義務につき重大に、若しくは多回にわたり違反したこと。
 - (2) 権限のある組織が専門的活動を展開する権限を停止させ、又は失効させたこと。
 - (3) 犯罪行為を犯したことを裁判所が確定し、裁判所の処罰決定が効力を生じたこと。
 - (4) 第11条第5項の定め違反した任命が事後に明らかになったこと。
- 2 国家大フラルは、前項第(1)号又は第(4)号所定の場合には任命するために指名した者の提案に、前項第(2)号又は第(3)号所定の場合には権限のある機関の決定に、それぞれ基づいて委員会の長又は成員を罷免する。

第15条 委員会の長又は成員の補充任命

- 1 委員会の長又は成員の任期が法律所定の期間前に終了した場合には、第11条第2項所定の権限のある者は、他の者を指名し、提案を国家大フラルに提出する。

2 前項の定めに従い任命された者の任期は、前の成員の任命の残存期間と同一である。

第16条 委員会の長の権限

1 委員会の長は、次の権限を行使する。

- (1) 対内及び対外関係において委員会を代表すること。
- (2) 委員会の権限にかかわる事項について国家大フレアル、政府その他の関係機関と直接に連絡し、国家大フレアルの統一会議若しくは常任委員会又は政府の会議において委員会の立場を表明すること。
- (3) 委員会の会議により討議する事項を確定し、会議を指定し、主宰すること。
- (4) 委員会の成員の業務上の義務の割当又は執行に対し監督を行うこと。
- (5) 法令所定のその他の権限

2 委員会の長が一時的に不在であるのにおいては、その義務は、委員会の長が任命した成員がこれを履行する。

3 委員会の長が死亡し、又は当該長を第13条若しくは第14条の定めに従い解任し、若しくは罷免した場合には、その義務は、新たな長を選任するまで、金融分野において最も長い年にわたり活動した定員内の成員が履行する。

第17条 委員会の長及び成員が活動を展開する保証

1 第13条及び第14条所定以外の場合には、委員会の長及び成員を職務から解任し、又は罷免することは、これを禁止する。

2 委員会の長及び定員内の成員の報酬額は、国家大フレアルがこれを定める。委員会の定員外の成員にインセンティブを授与する手続及びその金額は、委員会の規則によりこれを調整する。

第18条 委員会の業務部局

1 委員会は、自己の成員に対し義務を履行することにつき支援を供与し、委員会の活動を正常に展開する条件を保障し、サービス対象を情報により保障する基本的職責を有する業務部局を有する。

2 業務部局の活動は、委員会の規則によりこれを調整する。

3 業務部局の長は、委員会の主任管理者であり、かつ、委員会の業務部局の日常的活動を指導管理して調整する職責を履行し、委員会の与える義務の履行を保障する。

4 業務部局の指導管理及び履行に係る職員は、国家行政職員に含まれる。

第19条 内部情報の秘密の保持

1 次項所定の場合を除き、委員会の成員及び業務部局の職員が、委員会の内部情報であると決定し、公衆に提供されない情報を流布し、他人に通知し、又は私的目的に利用することは、これを禁止する。

2 委員会の成員及び業務部局の職員は、次の場合には、前項所定の情報を委員会の定めた手続に従い他人に通知することができる。

- (1) この法律、関連するその他の法令又はモンゴル国の加盟した国際条約の定めに従い秘密情報として保障する旨を承諾した場合
- (2) モンゴル銀行が要請を提出した場合
- (3) 金融に係る事項につき責任を負う国家行政中央機関が要請を提出した場合
- (4) 裁判所、検察機関、警察機関、諜報機関又は裁判所の判決を執行する機関の業務上の必要により、当該機関の指導管理部が書面により要請を提出した場合

第4章 委員会の財務及び会計記帳

第20条 委員会の財務

- 1 委員会の財務は、次の源泉によりこれを構成する。
 - (1) 国家予算から割り当てる財産
 - (2) 特別認可証保有者に納付させる規制に係るサービス手数料
 - (3) 法律に従い活動を展開することにより取得するその他の収入

第21条 会計記帳及び会計監査

- 1 委員会は、関連する法律の定めに従い会計記帳を処理し、財務報告を発行し、かつ、年度末の財務報告を会計監査により証明する。

第5章 金融サービスに従事する特別認可証

第22条 特別認可証の授与

- 1 第3条第1項所定の金融サービスに従事する特別認可証は、委員会がこれを授与する。
- 2 その構成に銀行の参加するあらゆる形式の会社集団の成員の親会社に特別認可証を授与するか否かを決定することについては、モンゴル銀行の意見を取得する。
- 3 委員会は、前項の定めに従い特別認可証を授与した場合には、モンゴル銀行と共同で監督を実行する。
- 4 委員会は、特別認可証の取得のために申請を提出した会社の親会社の定款並びに財務報告及び活動報告を要求して取得し、精査することができる。
- 5 金融サービスに従事する特別認可証の授与と関連するこの法律所定以外の関係は、経済活動の特別認可証に関する法律、非銀行金融活動に関する法律第8条及び第9条、貯蓄・貸付協同組合に関する法律第14条、第15条及び第52条、有価証券市場に関する法律第20条、保険に関する法律第18条、第19条、第20条、第69条及び第70条並びに保険専門業務参加者に関する法律第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第38条及び第39条の定めによりこれを調整する。

第23条 登録

- 1 委員会の授与したすべての認可証及び権利の登録は、委員会がこれを処理し、保存する。
- 2 前項所定の登録の処理手続は、委員会がこれを承認する。
- 3 特別認可証保有者である者は、特別認可証又は権利にかかわる活動を展開することとなった場合には、その旨を委員会に対し5業務日以内に書面により通知する。

第6章 委員会の行う監督

第24条 特別認可証保有者の活動の監督・検査

- 1 委員会は、この法律、関連するその他の法令、それらに適合させて発布した規則又は手続及び委員会の決定を特別認可証保有者がどのように実施しているのかという状況に対し監督を行い、検査を実行する。
- 2 前項所定の監督・検査は、委員会の長の任命した監督・検査官がこれを行う。
- 3 委員会の監督・検査官は、国家監察官の権限を有する。
- 4 特別認可証保有者がこの法律、関連するその他の法令又はそれらに適合させて発布した規則若しくは手続に違反したと委員会が認定した場合には、いつでも検査を行うことができる。
- 5 委員会の監督・検査官は、この法律、非銀行金融活動に関する法律第19条第1項ないし第3項、有価証券市場に関する法律第37条第1項若しくは第2項、保険に関する法律第61条ないし第65条又は保険専門業務参加者に関する法律第30条ないし第34条所定の監督・検査を権限の範囲内において実施する。

第25条 監督・検査権限

1 監督・検査官は、次の権限を行使する。

- (1) 特別認可証保有者が正式業務又は活動を展開する場所に業務時間内に立ち入ること。
- (2) 検査に必要な情報、報告、説明その他の文書と関連する組織又は役職員をして無償で発行させて取得すること。
- (3) 関連する文書を閲覧し、それを複写して取得すること。
- (4) 検査と関連する質問を提出し、回答を取得すること。
- (5) 検査により発見された違反の除去について期限付義務を与え、履行を保障させること。
- (6) 違反を除去するまで特別認可証保有者の活動の全部又は一部を一時的に停止させること。
- (7) 法令に従い行政罰を科すこと。
- (8) 特別認可証保有者が法令について重大に、又は多回にわたり違反した場合には、特別認可証の失効化について委員会に提案を提出すること。
- (9) 検査により発見した違反が犯罪行為の性質を有する場合には、関連する文書を権限のある機関に送致すること。
- (10) 法令所定のその他の権限

2 監督・検査官は、委員会の承認した指示に従い検査を行い、かつ、指示を特別認可証保有者に対し事前に説明する。

3 検査は、委員会の定めた期間内に関連する者の日常的活動に障害が生じないようにこれを手配する。

第26条 検査報告

1 検査報告には、次の事項を表示する。

- (1) 特別認可証保有者の活動の指導管理、組織化、監督及び必要があると認めたその他の事項についての結論
- (2) 報告と関連して特別認可証保有者に対し回答を要求する事項又は回答を要求しない場合には、特別に留意すべき事項

2 委員会は、検査終了後 45 業務日以内に検査の簡要な報告を特別認可証保有者に送付する。

3 検査報告と関連して回答を要求した場合には、特別認可証保有者は、報告を受領した日後 14 業務日以内に、又は報告に個別に定めた期間内に委員会に回答を通知する義務を有する。

第27条 委員会の情報を要求する権限

1 委員会又は委員会が権限を授与した者は、特別認可証保有者に対し特定種類の、若しくは個別に定めた情報又は財務その他の文書を発給する旨を書面により要求することができる。

2 特別認可証保有者がいずれかの形式の会社集団の成員である場合には、委員会は、当該集団に属するいずれの者の、又は当該集団の財務報告を要求することができる。

3 特別認可証保有者は、前二項の定めに従い委員会の要求した情報を所定の期間内に発給する。

第7章 監督会議

第28条 監督会議

1 委員会に付属して、委員会の採択したすべての決定と関連する苦情を事前に審査

し、委員会の活動に対し監督を行う職責を有する定員外の会議（以下「監督会議」という。）が活動する。

- 2 監督会議の活動手続は、国家大フラルがこれを承認する。
- 3 監督会議は、活動報告を翌年の第 1 四半期に国家大フラルに説明する。

第 29 条 監督会議の成員

- 1 監督会議は、4 名の成員によりこれを構成する。
- 2 監督会議の長及び成員は、国家大フラルが 3 年の期間をもって任命し、又は解任する。
- 3 監督会議の長には国家大フラルの経済常任委員会が、成員には国家大フラルの経済常任委員会及び法制常任委員会がそれぞれ 2 名を指名する。
- 4 監督会議の長及び成員としては、経済、銀行、金融、有価証券又は法律のいずれかの方向に沿って専門知識を保有し、業務経験を有し、倫理について成熟したモンゴル国の国民を任命する。
- 5 監督会議の長及び成員として、国家公務員、政党の指導管理役職員、憲法裁判所の成員、各級裁判所の裁判官、検察官又は委員会の長、成員若しくは業務部局の指導管理若しくは執行を行う職員を任命することは、これを禁止する。
- 6 監督会議の長又は成員は、次の事由により期限前に職務から解任する
 - (1) 身体の健康状況若しくは正当であると認定するその他の理由により職務上の義務を履行する可能性がなくなり、又は解任を求め自ら申請を提出したこと。
 - (2) 職務を不完全に履行したこと。
 - (3) 犯罪行為を裁判所が確定し、裁判所の処罰決定が効力を生じたこと。
 - (4) 利益相反が生じたこと。
- 7 監督会議の長又は成員を前項所定以外の事由により期限前に職務から解任することは、これを禁止する。

第 30 条 監督会議の業務部局

- 1 監督会議の会議を保障し、成員に基本的職責を履行させることについて支援し、それらの者を速やかな情報により保障し、会議の採択した決定の実施を保障させる義務は、委員会の業務部局がこれを履行する。

第 31 条 監督会議の長及び成員に支給する報酬

- 1 監督会議の長及び成員に支給する報酬の金額は、第 28 条第 2 項所定の手続によりこれを定める。

第 32 条 監督会議の決議

- 1 監督会議の決議が採択されるまでは、委員会の決定の実施は、監督会議がこれを暫定的に停止させることができる。
- 2 監督会議の法律に適合した決議は、委員会がこれを執行する義務を有する。
- 3 監督会議の決議は、決定の形式を有する。
- 4 監督会議が権限の範囲内において採択した決議について、不服のある者は、承認しない場合には、裁判所に申し立てることができる。

第 8 章 紛争の解決

第 33 条 紛争の解決

- 1 委員会は、自己の権限にかかわる事項について特別認可証保有者相互間において、又は特別認可証保有者とサービス対象との間において生じた紛争を事前に解決する。
- 2 特別認可証保有者又はサービス対象は、委員会の解決を承認しない場合には、裁

判所に訴えを提起することができる。

第9章 その他

第34条 (失効)

第35条 (失効)

第36条 マネー・ロンダリング又はテロリズムとの闘争に関する法令の執行

1 金融サービスの特別認可証保有者は、マネー・ロンダリング又はテロリズムとの闘争についての法令を守護して執行する義務を引き受ける。

第37条 金融規則委員会の法的地位に関する法令に違反した者に対し引き受けさせるべき責任

1 金融規制委員会の法的地位に関する法令に違反した者に対しては、関連する法律所定の責任を引き受けさせる。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)